

市民病院・ワンポイントクリニック

～「ボツリヌス療法」をご存知ですか？～

脳神経外科 **白田 寛治**

脳の病気には、なんの前触れもなく突然起こる脳卒中(脳出血、脳梗塞、クモ膜下出血など)や徐々に進行していく認知症まで様々な疾患があります。

定期的に脳ドックを受け、自分の脳の状態をチェックし、脳卒中や認知症などの将来発症するリスクを確認しておくことが重要です。同時に脳卒中や認知症を予防するためには、生活習慣の改善、具体的には野菜や魚、果物を中心とした食事と適度な運動を心掛けることが大切です。

現在脳卒中は、がん、心疾患、肺炎について日本人の死亡原因の第4位を占めています。しかしながら、生命が助かって、様々な後遺症が残ることが多く、厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、介護が必要となった原因のトップは脳卒中で、しかも要介護度が高くなるほど、その割合は大きくなっています。

さて、脳卒中の後遺症としてよくみられるものに、**痙縮**という症状があります。痙縮になると、手足の筋肉がつっぱってしまい、手指が握ったままとなり、開きにくくなる場合があります。また、

肘が曲がってしまったり服の袖が通せない、足先が足裏の方に曲がり、立った姿勢や歩いているときに踵から足が着けないといった場合もあります。

当院の脳神経外科では、痙縮の治療法として、新たに「ボツリヌス療法」を始めました。この療法は、食中毒を引き起こすことでも知られているボツリヌス菌が作り出す天然のたんぱく質(ボツリヌストキシン)を有効成分とする薬を筋肉内に注射する治療法です。ボツリヌストキシンには筋肉の緊張を和らげる働きがありますが、ボツリヌス菌そのものを注射するわけではないので、危険性はありませぬ。

効果としては、手足の筋肉が柔らかくなることで、日常の生活動作がスムーズになり、介護の予防のほか、既に介護が必要となっている場合にもご家族などの負担が軽くなることも期待できます。

治療を始める際には、予め症状を確認させていただき、適応を判定する必要がありますので、まずは脳神経外科を受診され、ご相談ください。

問合せ 市民病院 ☎24-6111 ☎22-0887

地域包括支援センター便り

高齢者虐待

高齢者虐待は、要介護度の悪化や介護疲れ、取り巻く環境、人間関係など様々な要因が重なって生じます。

高齢者虐待は身近に起こりうる問題です。あなたの発見により、虐待の深刻化を防ぐことができます。情報提供者のプライバシーは守られますので身近な高齢者の状況や介護をしているご家族にも心を配り、何か気づいたことがありましたら、地域包括支援センターにご相談ください。

また、高齢者や高齢者を介護しているご家族の方々を孤立させないことも大切です。挨拶や声掛け、さりげない見守りなど誰でもできる取組が高齢者虐待の防止につながります。

問合せ 市地域包括支援センター
☎22-7733 ☎22-7731

9 固定資産税の縦覧と閲覧等

□平成27年度土地・家屋価格等の縦覧

土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿により市内の土地・家屋の価格を縦覧し、自己の土地・家屋の価格と比較することができます。
と き 4月1日(水)～6月1日(月) (土・日曜日、祝日を除く)

縦覧できる方 納税者、同居の親族、委任状を持参した代理人(法人の場合は代表者印又は社員証など関係の分かる書類が必要です)

持ち物 運転免許証、パスポート、健康保険証など本人確認ができるもの

□固定資産税課税台帳の閲覧

本人資産に関する新年度の価格等の閲覧ができます。

と き 4月1日(水)～平成28年3月31日(木)(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

閲覧できる方 納税義務者、同居の親族、委任状を持参した代理人(法人の場合は代表者印又は社員証など関係の分かる書類が必要です)

持ち物 運転免許証、パスポート、健康保険証など本人確認ができるもの(借家人、借家人、賦課期日後に所有者になった方の場合は、この他に賃貸契約書や登記事項証明書など)

費用 1件150円(4月1日～)

6月1日の閲覧は無料)

□未登記家屋の届出

法務局に登録されていない家屋(未登記家屋)について、次の場合は届出が必要です。

- ・未登記家屋を新築・増築した場合
- ・取り壊した場合は
- ・売買・相続・贈与等により未登記家屋の所有者が変わった場合

■共通事項
問合せ 課税課 ☎21-1444 ☎23-12238

10 ケーブルテレビの「デジタル変換サービス」は3月に終了します

暫定的にアナログテレビでもケーブルテレビ経由で地上波デジタル放送を視聴できる「デジタル変換サービス」は3月に終了します。引き続き、デジタル放送を見るには次の3つの受信方法があります。

- ・ケーブルテレビと契約変更し、デジタルSTB(セットトップボックス)を設置する
- ・デジタルテレビに買い替える
- ・地デジチューナーを購入し、アナログテレビに接続する

デジタル変換に関する問合せ
総務省地デジコールセンター
☎0570-107101

問合せ 広報広聴課 ☎21-14101 ☎22-17799

市長の「元気創造」

新たな教育委員会制度で 地方創生を

この度「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され本年4月1日から施行されることになりました。これは「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る」ことを目的としたものです。今まで市長の教育行政への関わり方は、教育環境整備が主でしたが、法の施行に伴い「総合教育会議」の設置が義務付けられ、市長が教育政策について公の場で意見を表明することが可能になりました。さらに、市長が教育の目標や施策の根本的な方針となる「大綱」を策定することになり、今までより格段に市長の教育における権限と責任の範囲が拡大しました。

私は、この度の法改正を踏まえ、教育委員会との連携をさらに密にし、教育行政をしっかりと支えてまいります。教育改革は地方創生の大きな柱であり「元気なまっつやまっ子」を育てるために今後も全力を尽くしてまいります。

家庭の引っ越しに伴う「不用物」は早めの処理を

家庭の引っ越しに伴う不用物はできる限りリサイクルし、ごみの減量を心掛けてください。不用になった粗大ごみ等は、引っ越し前に処理施設へ直接搬入するか一般廃棄物収集運搬許可業者に処分を依頼してください。許可業者については、市ホームページをご覧ください。なお、市で行う家庭粗大ごみの有料収集は1回につき5点までです。

搬入先

可燃物、紙類・布類	クリーンセンター(神戸2272)
不燃物、プラスチック類等	西本宿不燃物等埋立地(西本宿2400-1)

受付時間

平日：午前8時30分～午後4時	それぞれの施設で直接受付
毎月第2日曜日：午前9時～正午	西本宿不燃物等埋立地で粗大ごみ(不燃・可燃)のみ直接受付

料金

家庭ごみは10kgにつき25円、50kg未満(計量表示40kgまで)は無料
※粗大ごみを直接搬入することができない方は、生活環境課又は各市民活動センターで有料収集の申込みをしてください。(収集は月2回)

市で受入れができないもの

家電リサイクル法対象品(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)、パソコン、処理困難物(オイル・薬品・消火器・畳・建築廃材等)は受入れできませんので、販売店か専門業者へ処理を相談してください。

問合せ 生活環境課 ☎21-1401 ☎23-7700
クリーンセンター ☎34-5550 ☎34-5125